

○糸島市水道事業給水条例施行規程

平成22年1月1日

企業管理規程第14号

改正 平成22年12月22日企管規程第35号

平成26年1月28日企管規程第1号

平成28年9月30日企管規程第5号

平成29年3月28日企管規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第2条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第16条）
- 第4章 料金（第17条—第23条）
- 第5章 加入金（第24条・第25条）
- 第6章 管理（第26条—第31条）
- 第7章 雑則（第32条—第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、糸島市水道事業給水条例（平成22年糸島市条例第169号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事等の責任）

第2条 条例第3条の規定による給水装置（以下「給水装置」という。）の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

（他人の給水装置を使用する給水装置の新設）

第3条 やむを得ない理由により、他人の給水装置（以下この条において「本管」という。）の一部を使用して自己の給水装置（以下この条において「支管」という。）を設置しようとする者は、利害関係者の承諾を得なければならない。

2 本管の所有者又はその管理者がその給水装置を撤去しようとするときは、あらかじめ利害関係者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、支管の使用者等又は条例第15条第1項の規定による管理人が引き続き給水を受けようとするときは、その支管の改造又は本管の取得の手続をしなければならない。

（工事の費用負担）

第4条 給水装置の新設工事のため、配水管が布設されていない箇所の公道に配水管布設

工事を要するときは、その配水管布設工事費は、その全額を工事申込者の負担とする。

2 前項の工事申込者は、申込みの際、条例第29条の規定による設計審査手数料、道路・水路申請手数料及び検査手数料を前納しなければならない。

3 前項の手数料は、工事の申込みを取り消しても還付しない。

(給水装置の新設申込の保留)

第5条 条例第2条の規定による給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められるときは、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(配水管の寄附及び管理)

第6条 給水装置工事、開発工事等において、配水管の布設されていない箇所の公道に布設する給水管（口径が50ミリメートル以上）は、当該工事の竣工検査に合格した後速やかに市に寄附を行い、移管するものとする。

(共用給水装置の設置)

第7条 条例第4条第2号の規定による共用給水装置（以下「共用給水装置」という。）は、1戸ごとに同条第1号の規定による専用給水装置（以下「専用給水装置」という。）を設置することができないもので、公営企業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるものでなければ、これを設置し、使用することができない。

2 共用給水装置は、管理者が特に必要と認めるときは、管理者の費用で設置し、使用させることができる。

3 前条の規定は、第1項の共用給水装置について準用する。

4 共用給水装置は、家庭用以外の用途に使用してはならない。

(共用給水装置の使用者の義務)

第8条 共用給水装置の使用者は、その使用者が履行すべき義務について、連帯してその責めを負わなければならない。

(工事材料の検査)

第9条 配水管布設工事に使用する材料は、あらかじめ管理者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、条例第29条の規定による検査手数料を支払わなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事の取消し)

第10条 給水装置工事及び配水管布設工事の申込みをした日から6月を経過したもの又は工事申込者の責任とされる理由により工事に着手することができないときは、その工事申込みは取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原因者負担)

第11条 道路工事、下水道工事、ガス工事、電気工事、電話工事その他の理由により、配水管及び附属器具又はこれに関連する給水装置の工事（以下「水道施設等工事」という。）を必要とするときは、管理者又は管理者が認めた者でこれを施工し、これに要する費用は原因者の負担とする。ただし、道路管理者、河川管理者等の行う工事に起因する水道施設等工事で、管理者が認めるものについては、この限りでない。

2 前項本文の費用は、管理者が指定する日までに納入しなければならない。

（平28企管規程5・一部改正）

（工事の保証期間）

第12条 前条第1項本文の規定による水道施設等工事でその竣工後6月以内に故障を生じたときは、管理者又は管理者が認めた者の費用で修繕する。ただし、自然災害等又は使用者の責めによるときは、この限りでない。

（平28企管規程5・一部改正）

第3章 給水

（給水の用途）

第13条 条例第13条第2項の規定による水道使用の用途により難いときは、管理者の認定するところによる。

（届出の義務）

第14条 給水装置の所有者、使用者又は管理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を廃止しようとするとき。
- (2) 給水装置の所有権に異動があったとき。

2 管理者は、給水装置の使用について前項の規定による届出がないときは、その給水装置の使用を中止させることができる。

（消防演習）

第15条 消防演習のために、消火栓を使用しようとするときは、その前日までに管理者の許可を受けなければならない。

（災害等の場合の第三者の給水装置の使用）

第16条 災害その他公益上やむを得ない理由によるときは、使用者以外の者も給水装置を使用することができる。

2 使用者は、前項の場合において、使用者以外の者の給水装置の使用を拒むことができない。

3 第1項の規定により、使用者以外の者が給水装置を使用した場合において、その給水装置に損害が生じたときは、その損害は管理者が負担する。

第4章 料金

（専用水道の需用者）

第17条 専用水道及びこれに準ずる施設における条例第22条第1項の規定による水道の使

用者とは、専用水道事業者及びこれに準じる者をいう。

(計量期間等)

第18条 条例第24条の規定による使用水量は、2月を1期とし、2月ごとに管理者が設置するメーター（以下「メーター」という。）で計量する。この場合において、当該使用水量は各月均等に使用したものとみなし、毎月計量するものについては、この限りでない。

(使用水量の認定)

第19条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、従前の使用水量その他の事実を考慮して行うものとする。

2 前項の規定による使用水量の認定は、管理者が必要と認める期について行うものとする。

(料金の軽減又は免除)

第20条 条例第30条の規定による料金の軽減又は免除は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高所、配水管の末端地域等著しく給水不良の事実のある地域で、月間給水量が4立方メートル以下であるときは、料金を2分の1に減額する。

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めるときは、減額又は免除することができる。

(未届の場合の料金)

第21条 給水の中止又は廃止の届出をしなかったときは、使用しない場合でも料金を徴収する。

2 使用者が給水契約の申込みをしないで使用したときは、前の使用者に引き続いて使用したものとみなし、料金を徴収する。

(料金の徴収)

第22条 料金の徴収は、管理者が発行する納入通知書により各期の翌月末までに徴収する。ただし、集金の方法による場合等、これにより難い場合は、この限りでない。

(料金の追徴又は還付)

第23条 料金の徴収金額に過不足を生じ、又は重複して収納したときは、追徴又は還付する。

2 前項の追徴金又は還付金は、次期の料金で調整することができる。

第5章 加入金

(加入金の追徴又は還付)

第24条 加入金は、当該給水装置を撤去、切断又は廃止しても還付しない。

2 条例第33条第3項ただし書の規定による管理者が必要と認める場合とは、やむを得ない理由により、工事完了前に取り消した場合とする。

3 加入金の徴収金額に過不足を生じ、又は重複して収納したときは、追徴又は還付する。

(加入金の軽減又は免除)

第25条 管理者が特に必要と認めるときは、加入金を軽減又は免除することができる。

第6章 管理

(給水装置の管理)

第26条 条例第20条第1項の規定による届出がない場合においても、管理者が特に必要と認めるときは、管理者が修繕その他必要な処置を講じることができる。

2 管理者が公道に準じるものと認めた私道の給水管のうち、管理者が特に必要と認めるものに限り、所有者の委任を受けて管理者で維持管理することができる。

3 給水装置の使用人は、その家族、同居人その他従業者等の行為についても、条例第20条の規定による責めを負わなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第27条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水槽の掃除を1年に1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。

(5) 水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項の規定による地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は管理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質検査を1年1回、定期に受けること。

(平28企管規程5・一部改正)

(メーターの管理)

第28条 メーターは、条例第17条第1項の規定による水道使用者等（以下「水道使用者等」という。）が保管の責めに任じるものとする。

2 メーターは、常に清潔に保存し、その設置場所にメーターの点検又は修繕に支障となるような物を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 前項の規定に違反したときは、管理者で必要な処置を講じるものとする。この場合において、その処置に要した費用を水道使用者等から徴収する。

4 水道使用者等は、メーターを亡失し、若しくは破損し、又はその機能に異常があると認めるときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

5 水道使用者等は、メーターを亡失し、若しくは破損し、又はその機能障害が水道使用

者等の責めによるものと認められるときは、管理者が定める金額を賠償しなければならない。

(メーターの位置変更)

第29条 メーターの位置は、管理者の都合で変更する場合のほか、その位置を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、水道使用者等は、位置の変更をあらかじめ管理者に請求し、その承認を得なければならない。

2 前項ただし書の規定により、メーターの位置を変更するときは、その費用は水道使用者等が負担するものとする。

(メーターの機能試験の請求)

第30条 水道使用者等は、メーターの機能試験を管理者に請求することができる。

(給水装置の操作制限)

第31条 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、管理者から指示を受けた職員等以外これを操作してはならない。

第7章 雑則

(私設消火栓の封かん)

第32条 メーターを設置しない私設消火栓は、市で封かんするものとする。

(共用給水装置の使用者の事務)

第33条 共用給水装置の使用者は、次に定める事務を取り扱わなければならない。

(1) 水道料金、工事費、過料その他この規程により共用給水装置の使用者が納付しなければならない費用の納付に関すること。

(2) 共用給水装置及びメーターの維持管理に関すること。

(平26企管規程1・一部改正)

(料金等の督促)

第34条 管理者は、条例第10条、第11条、第22条、第31条、第41条及び第42条の規定による料金等の費用を指定の日までに納入しない者があるときは、督促状を発するものとする。

(身分証明書)

第35条 市の職員が職務のため家屋又は土地に立ち入る場合は、身分証明書を提示しなければならない。

(補則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の前原市水道事業給水条例施行規程（平成

20年前原市企業管理規程第4号)、二丈町給水条例施行規程(昭和57年二丈町企業管理規程第1号)又は志摩町水道事業給水条例施行規則(平成15年志摩町企業管理規則第1号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成22年12月22日企管規程第35号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成26年1月28日企管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の糸島市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、平成25年度までの年度分の督促手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月30日企管規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日企管規程第2号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。